

令和版



就 業 一 時 金

の ご 案 内



この冊子は返還が終わるまで
保存してください。

美深町では保健師・看護師・准看護師・社会福祉士・
精神保健福祉士・介護福祉士の資格を持ち「町または
町内の病院等に常勤職員として就業される方」を対象
に就業一時金の貸し付けを行っています

1 貸付の対象者について

就業時に50歳未満の方が対象です

保健師・看護師・准看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格を持ち、町または町内の病院等に常勤職員として就業し、3年以上継続勤務をしようとする方

※就業一時金は、住所が町外でも貸し付けを受けられます。

本町の貸付を過去に受けたことがある方は対象外です。

就業一時金の額(無利子)

町内に住所を有する方 600,000円

町外に住所を有する方 300,000円

(就労後6カ月以内に転入の見込みが無い場合)

申請から返還免除(または返還)までの流れ



2 申請

役場に書類を提出

審査・決定

役場から書類が届く

3 就職2年目・3年目に就労証明書を提出

4 返還手続き

就職して3年間が経過

返還免除

(書類の提出が必要です)

就職して3年未満で退職

全額返還

(書類の提出が必要です)

終了

住所・名前等の
各種変更手続きは
随時行ってください

2 申請の際に提出するもの

- ①就業一時金貸付申請書（別記第10号様式）
- ②就労証明書（職場でもらってください）
- ③資格免許証
- ④住民票（貸付を受ける者・保証人）
貸付を受ける者及び保証人の戸籍が美深町にある場合は省略可能
- ⑤貸付を受ける本人の口座が確認できる書類

保証人(2名)の条件

独立生計を営む成年者であること

3 貸付中の手続き

就業2年目に提出いただくもの

就労証明書（職場でもらってください）

4月に就労を始めた場合は、翌年の4月中に書類を提出

就労証明書は
職場でもらえるよ！
忘れずに提出してね



4 返還の手続き

①返還免除になる場合

就業一時金の貸付を受けた後、美深町内で3年間勤務を
すると返還免除になります。

就業3年後に下記の書類を提出

就労証明書（職場でもらってください）

就業一時金返還免除申請書（別記第16号様式）

用紙は役場より郵送されます

後日、役場から
返還免除通知書
が届きます。



②全額返還になる場合

下記に該当する場合は
全額が返還となります。

◆町内の場合 600,000円

町内の勤務先を3年以内で退職したとき
就業の日から6か月以内に転入しないとき
就業の日から3年以内に町外に転出したとき

◆町外の場合 300,000円

町内の勤務先を3年以内で退職したとき

返還期限は、当該事項が生じた日から3カ月以内となります。
期限までに納入がない場合は、遅延損害金が発生します。



5 各種変更の手続き

下記の場合は随時届出してください

異動届（別記第14号様式）を
異動の日から、14日以内に提出してください

- ①住所の変更（住民票を添付） →（貸付を受ける者・保証人）
- ②名前の変更（戸籍謄本を添付） →（貸付を受ける者・保証人）
- ③職場の変更（辞令書等を添付） →（貸付を受ける者）

休職・育児休業をとる場合もご連絡ください



常に連絡がとれるように
電話番号の変更時も連絡をください

問合せ先・届出等の提出先

098-2252

中川郡美深町字西町18番地

美深町役場 保健福祉課保健福祉グループ保健係

電話2-1685（直通） 防災端末2-1683